

島根県地方港湾審議会条例

○島根県地方港湾審議会条例

昭和49年6月25日
島根県条例第44号

島根県地方港湾審議会条例をここに公布する。

島根県地方港湾審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号)第35条の2第2項の規定に基づき、県の管理する重要港湾に関する重要事項を調査審議する島根県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

- 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。
- 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、土木部において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。